# 第4回

# 生涯を通じた女性の健康づくりについてのワーキンググループ 議事次第

期日:平成21年3月11日(水)

時間:午後7:00~8:30

場所:厚生労働省7階健康局長会議室

# 〇 議題

- 1 健康づくり推進の具体的なモデル事業について
- 2 その他

# 〇 資料

資料1 第3回WGの議事概要

資料2 「女性の健康支援対策事業」の基本的な考え方(素案)に対する自治体回答

# 第3回WG議事概要

# I. 事務局説明

- ・ 平成21年度予算(案)として、「女性の健康支援対策事業(委託事業)」として3 億4戦6百万円が計上されたこと、平成21年度の厚生労働科学研究費の新規公募課題の募集を行ったことを報告した。
- ・ 女性の健康支援対策事業の基本的な考え方について事務局案を資料2に沿って説明 した。

#### II. 討議の概要

## 1. 女性の健康支援対策事業の事務局案について

WG委員から、

- 疾病という視点だけから事業を考えているのではないか。
- 「ライフステージごとに健康づくりを考える」という視点が抜け落ちているのではないか。
- 個人が自立的に健康を維持し、また健康管理をしていくための視点が重要であり、 それを明示すべきではないか。
- ・ 既存の疾病ごとの対策事業といった枠組みではなく、包括的に個人を尊重した介 入をすべきではないか。
- がん検診の普及啓発を打ち出すならば、若い世代は子宮頸がん、40歳代からは 乳がんというように、ターゲット層を明確に示すべきだ。
- ・ リプロダクティブヘルス、母子保健とのつながりについても言及した方が良いのではないか。

等の意見があり、事務局案を全面改訂すべきという結論となった。

改訂案は事務局が作成して各委員にメールで送付し、内容についてのアドバイスをいただくこととした。

#### 2. 今後の方針

- ・ 女性の健康支援対策事業事務局案(改訂版)の内容について委員の了承を得た後に、 自治体(都道府県、保健所を設置する市、特別区)にメール送付し、より効果的に事業を実施するための意見をいただくこととした。
- 次回開催は平成21年3月11日とした。
- ※ 上記の議論を経て事務局において事務局案(改訂版)を作成し、該当する自治体へメール送付した文面を別添に示す。

## 「女性の健康支援対策事業」(委託事業) 実施の内容 (素案)

#### 1. 趣旨•目的等

- ・ 本事業は、健康面における性差(女性と男性の特性の差)を考慮することの重要性が明らかとなってきていることを背景とし、新健康フロンティア戦略に位置づけられた「女性の健康力」を高める具体的で効果的な対策の樹立に向けた実践・検証の取組みとして、厚生労働省に設置された「女性の健康づくり推進懇談会」における検討をも踏まえつつ実施するものである。
- ・ とりわけ、思春期から中高年までの年代を通じて一人ひとりの女性が、主体的に自らの健康に目を向け、日常生活のなかで、またサービス利用(受診など)に際して、必要な実践ができるよう支援していくことを共通目的とし、効果をもたらすことが期待される方策を用いて先駆的・試行的事業として実施し、その効果を実証・評価していく。
- 国において示すテーマに沿いつつ、地方公共団体がそれぞれの地域における健康課題の特性や 事業展開に活用できる資源の状況等を踏まえながら事業を受託して実施する。

#### 2. 委託先

本事業は、厚生労働省を実施主体とする委託事業とする。委託先は、都道府県、保健所を設置する市、特別区とする(以下、「受託者」という)。

#### 3. 事業の概要

## (1) 基本原則

本事業の企画・実施・評価に際しては、対象となる女性一人ひとりが以下の基本原則を踏まえた支援を受けられるようにしていくことを目標とする。

- ①主体的に自らの健康に目を向けて実践ができること
- ②必要なときに的確で良質な情報を得てその活用ができること
- ③自分自身の健康情報を適切に把握・管理できること
- ④生活や仕事との関連も含めたトータルな視点に立つこと
- ⑤生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルスの視点に立つこと
- ⑥今日、特に重要性・緊急性が高いと思われる課題に関連したものであること

#### (2) 事業の対象となるテーマ

受託者は、事業の実施にあたっては、女性の一生を俯瞰するという視点からの健康づくりを考慮し、全体的な展望の中での事業の位置づけを明確にしたうえで実践する。具体的な事業としては、例えば以下のようなものがあり、これらのうちから1つ又は複数を選んで事業のテーマとする。受託者の地域特性や活用できる社会資源によってさらに広い視野による種々の事業を実施しようとする場合には、あらかじめ厚生労働省と個別に協議するものとする。

ア 思春期から30歳代における健康支援

- イ 中高年期(特に更年期とその前後に重点)における健康支援
- ウ 子宮がん及び乳がん等について

ただし、いずれのテーマを実践する場合においても、①事業実施のための企画・評価のための 委員会を設置し(必要に応じて、そのテーマに関連した調査を行ってもよい)、②女性が自分自身 の健康づくりを実践するために個人が自分の健康データを理解することができるような働きかけ を行い、③事業評価を必ず実施することとする。

#### ア 思春期から30歳代における健康支援

- ・対象年齢は、10歳代から30歳代とする。
- ・これからの人生を歩んでいくうえで必要な女性の健康にかかわる最低限の知識や基本的な生活 習慣などを理解することを目的とし、健康教育パッケージなどの事業を実施することで健康づ くりを支援する。

(月経周期や妊娠・出産などのリプロダクティブ・ヘルスに関する基本的知識、予防接種の重要性、若い時期からの適切な栄養摂取の重要性(極端なやせが望ましくないことを理解することなどを含む)、適度な運動習慣を持つことの重要性、喫煙の害、規則正しい生活習慣の遵守、精神的ストレスへの対処、望まない妊娠や性行為感染症から身をまもるための手段、口腔衛生の基礎的知識、医療や健康相談などのサービスを受けるときの心構え 等)

- ・高校・大学などとの連携、成人式などの行事や就職の機会をとらえて事業を実施することなど、 実施方策については地域の実情に即して検討する。
- ・事業の実施によって、対象者の知識・行動にどのような変化があったかの評価を行う。

#### イ 中高年期(特に更年期とその前後に重点)における健康支援

- ・対象年齢は、おおむね40歳代、50歳代とする。
- ・更年期以降の人生を快適に過ごすために必要となる加齢に関する基本的知識や生活習慣などを 理解することを目的とし、また、更年期の女性に多い健康上の悩みや問題に対処する知識の提 供、家庭や仕事などの生活に即した問題を含めた相談、利用可能なサービスについての助言な ど、総合的な支援を行う。

(女性ホルモンと心身の加齢に関する基本的知識、更年期症状・障害への対処法、更年期に多いメンタルヘルスの問題への理解、適切な栄養摂取や運動に関する助言(骨の健康づくり、メタボリックシンドロームや循環器疾患など)、口腔や顎に関連した症状、介護を含む家庭内の問題や職場における問題を抱えたときの対処法、医療や健康相談などのサービスを受けるときの心構え 等)

・地域の医師会など関係組織との連携、医療保険者の取組(特定検診など)との連携、同じ年代 の仲間づくりの支援など、実施方策については地域の実情に即して検討する。

#### ウ 子宮がん、乳がん及び卵巣がん等について

・対象年齢は特に限定しないがそれぞれの発症リスクや関連の高い年代を考慮して重点的に健康 教育を実施する。例えば、子宮がんについては、おおむね思春期から妊娠可能時期(ア.の事 業の一部として、10歳代から知識の普及を行うことも含む)、乳がんについてはおおむね40

- ~50歳代(30歳代を事業の対象とすることや、イ.の事業の一部として行うことも可能)とする。
- ・子宮頸がんの細胞診や、マンモグラフィによる乳がん検診の受診率向上を図るために啓発活動 を実施し、女性が自分自身の問題と認識してがんについての理解を深めていくことなどに取り 組む。
- ・がん検診の受診率向上の取組は、がん対策室の所管する「がん検診受診促進企業連携委託事業」 の委託費を活用することも可能とする。
- ・地方財政措置がすでに講じられているがん検診の実施の費用をこの委託費で賄うことは、不可 とする。

#### (3) 事業受託に際しての留意点

- 〇 事業を受託する地方公共団体においては、必ず、保健所等の行政機関、大学などの教育研究機 関、保健・医療関係者の代表、利用者(住民)の代表などを構成員として、事業の企画・評価の ための委員会を設置する。
- O 当該委員会の運営に当たっては、適宜、国と協議することとし、事業実施内容の決定や、事業 の評価は当該委員会で討議することとする。

#### 〇 各種団体との連携

本事業の受託実施は、保健所や保健・衛生担当部局等が中心となるものであるが、各種職能団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会など)や各種公的団体、ボランティア組織(食生活改善推進協議会、結核予防婦人会等)、NPO等と幅広く連携をとり、多くの者から当該事業の趣旨・内容が理解されるようにするとともに、本事業の遂行だけでなく、将来にわたって協力関係を構築するための礎とすることが望ましい。

○ モデル地区、モデル組織等を選定して実施することを含め、事業の受託実施に当たっては、一部市町村や民間団体への再委託を行うことも可能とするが、あらかじめ、事業計画書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載すること。

## 〇 その他

- ・ 事業の受託に際しては、簡潔に事業内容を記載した計画書を厚生労働省へ提出し、承認を受けて事業を行う。国は、承認に際して、必要な調整を行うことがある。
- ・ 他の国庫補助事業(健康増進法に基づく健康手帳の交付など)との重複を避ける。
- 事業受託した地方公共団体の職員である者の給与は対象外経費とする。
- 事業の受託実施後、事業評価、経理報告を含む事業実施報告を国(厚生労働省健康局総務課 生活習慣病対策室)へ提出する。
- ・ なお、少子高齢化対策の一環、あるいはメタボリックシンドローム対策の一環として受託者 内での予算説明をすることはさしつかえない。

#### 女性の健康支援対策事業 (346百万円)

#### 背景

- ①性差を考慮した健康づくりの重要性を示す「科学的根拠」 ②「新健康フロンティア戦略」における「女性の健康力」の提唱 ③厚生労働省における「女性の健康づくり推進懇談会」の設置

#### 現状

- ①女性特有の健康支援ニーズの顕在化 ②各年代ごとに多様な健康課題が存在 ③各地域における取組は未だ系統的なものになっていない

## 国として女性の健康づくりを効果的に推進する手法を普及する必要性

「女性の健康づくり推進懇談会」からの提言を踏まえ、国において実施要綱を提示

#### 「女性の健康支援対策事業委託費」による事業の実施

委託先:都道府県・保健所設置市・特別区

#### 平成21年度

平成22年度

平成23年度以降

#### (例示)

- ①事業実施のための企画・評価検討会 ②地域における女性の健康に関する実態調査 ③自らが行う健康管理のための情報面での支援 《若年女性のための健康教育パッケージ実施 ⑤若年期、更年期などの女性を対象とした健康相談 ⑥支援要員への研修 ⑦がん予防の取組と連携した事業展開 (実施箇所数:30箇所 総額:346,320千円)

- ・前年度の成果を踏まえ、 さらにきめ細かく事業を展開
- ・成果を総合的に検証し、 「女性の健康づくり事業の展開手法」 としてとりまとめ

「女性の健康づくり事業の 、展開手法」の成果を広く <mark>、</mark>地方公共団体に普及し、 女性の健康づくりを推進 注: 資料2については、WG にて提示した資料を一部改変しています。

(表からは都道府県等が特定できないようにしました。また、一部を箇条書きに変更しました。)

# 「女性の健康支援対策事業」の基本的な考え方(素案)に対する自治体回答

# 1. 実施を前向きに検討している自治体

自治体名	事業への意見、実施したい事項等
А	●次のような「親子の喫煙防止推進事業」を実施希望。
	*新生児訪問時に出産後の禁煙継続の指導;*指導用リーフレット作成;
	* 訪問指導担当者への研修)
В	●テーマを絞って事業実施したい(具体的な内容は今後検討)。
	●次のような「若年女性の健康支援対策事業」を実施希望。
С	*企画・評価検討会の設置;*実態調査(6,000人対象の質問票調査);
	*健康手帳・健康テキストの作成(若年女性の自己健康管理を支援するもの);
	*健康相談員の養成研修(地域のボランティアを対象)
	●事業実施を前向きに検討したい
	(9月議会での補正予算対応のため、7月上旬には受託内容、金額を確定する必要あり。)
	※これまでの取組として、次のような事業を実施。
D	* 若年女性健康啓発リーフレット/健診受診啓発手帳(女性編)の作成;
	*30歳からのレディースセミナー(食事と運動の大切さ、骨密度を上げる方法を知るための事業);
	* 女性の健康に関する情報提供モデル事業(ホームページ上に『女性の健康情報コーナー』を設
	置し有効性等の検証を行う事業);
	*たばこ対策推進事業(地域・教育・職域の連携により母子の禁煙教育や環境づくりを実施)
	●できる限り実施したい。
Е	(がん検診受診促進の委託事業への申請も予定。同事業と本事業の両方のスキームを合わせ
	て、地域・職域の両面から、女性のがん検診受診促進のための事業展開を図りたい。)
	●若年女性のやせを防止し、骨粗鬆症の予防と母子の健康確保を図る事業を実施希望。
	* 企画・評価会議の開催 ; 指導者研修会 (性差医療、栄養管理、若年のやせの健康課題) ;
F	*健康実態調査(民間企業に勤務する20~30歳代女性180人程度を対象に、質問票調査、食事
	摂取状況調査、骨密度、体組成、血液等の検査を実施);
	* 出前健康講座・個別栄養相談; * 健康情報の収集・発信のためのホームページの設置
	●美容室利用者への健康づくりの啓発、母子健康手帳交付時における家族の健康づくりの啓発を
	実施予定。
G	* 美容室では情報カード(喫煙の害、健康的な身長と体重のバランス、子宮がんや乳がんの予防
	等の情報掲載)を利用して、美容師が美容と健康の両面から助言を行う。
	* 市町村窓口での母子健康手帳交付時に、女性特有の健康問題や喫煙の害について情報提供
	を行い、家族皆で女性の健康を考える契機としてもらうよう支援する。
	●このほか、医療機関における子宮頸がん及び乳がんの検診の実施状況の調査・検証を実施予
	定。
	※質問として、「対象者の知識・行動の変化」の評価方法や評価時期について明確化を要望。事業

	の企画・評価のための委員会の運営方法や、評価の実施時期についても明確化を要望。実態調
	査の実施も検討したい。
	●女性のがん検診受診率向上のため、企業と連携した啓発及び乳がんの自己検診ツールの配付
	などと併せた啓発を実施予定。
	●このほか、県独自に「思春期保健対策事業」として、看護大学生に性に関する基礎知識を得るた
	めの研修を行い、その修了者(ピアサポーター)によるピアカウンセリングを通じて、思春期の子ど
Н	もたちの性に関する悩みの相談に乗る取組や、このようなピアサポーターを支援する保健医療専
	門家のネットワーク構築のための連絡会議などを実施。
	※事業は、県健康長寿財団に委託して実施することを想定しており、事業実施の全面委託が可能
	か、また、企画・評価の検討会を委託先に設置することが可能か、明確化を要望。
	●ア. 女性に多いがんの検診の普及啓発を大学、企業等と協働して実施する事業、イ. 女性の健康
	づくり全般の知識普及を図るためのイベントの開催を検討中。
I	│ │※概算要求段階で補助事業(10/10 相当)であったものが、年末の政府予算案で委託事業となったこ
	とから、具体的な検討は、事業実施要綱の提示を受けて再検討することとしている。
	┃ ┃ ●女性の生涯健康手帳配布と活用状況の調査(3,000 人を対象とし、乳がん検診、ピンクリポン・フェ
J	スタ、がん研修会等の機会に配付し、その後の活用状況を概ね3回程度追跡調査する)。
	●栄養士会と健康科学センターに一部委託して実施することを考えている。
K	食生活改善指導、骨粗鬆症予防の教材作成、骨密度測定等を実施する
	●県と市町が連携し、がん患者会、女性団体を通じるなどして「がん対策推進員」を募集し、各市町
	において登録する。同推進員は、がんに関する知識の普及、がん検診の受診呼びかけ等を行う。
L	推進員への研修は、県の健康福祉事務所が実施。事業評価は、県により既設の「ひょうご対がん
	戦略会議」において実施。21 年度の評価を踏まえ 22 年度に充実を図る。
	●大学と連携をとりつつ「野菜の摂取量を増やそう」をスローガンに、大学内に「ベジタブルクラブ」を
	創設し、その会員となった者が自ら正しい食生活、健康的なからだ等について学外も含め情報発
	信・啓発活動を行っていく。21 年度に基盤を整備し、22 年度に広く活動を展開していく。
М	日 日光日動を17 りていべ。21 年度に塗温で売幅の、22 年度に広べ日動を展開していべ。 ■マンモグラフィによる乳がん検診の受診率向上を図るための啓発活動を実施する。
	※厚労省内で、母子保健課が所管する「生涯を通じた女性の健康支援事業」との調整が図られるこ
	とを要望。 ● 女性のためのここづいク東巻(女性の)健康理覧でした。 東のシリーブレース改発パンコレットを作
	●女性のためのミニブック事業(女性の健康課題ごとに一連のシリーズとして啓発パンフレットを作  は、そのたいした美容院、物会店などに取けして店頭に設置。これた新せば、た出意講座の実施と
	成。そのセットを美容院、飲食店などに配付して店頭に設置。これを教材とした出前講座の実施)
	を行いたい。
	*「ミニブック」(パンフレット)は、16 ページ程度の CD ジャケットサイズのものとし、喫煙、子宮が
	ん、乳がん、性感染症、妊娠、アルコール、拒食/過食、出産、更年期障害、骨粗鬆症、食習
N	慣、薬物乱用、中絶などの分野ごとの分冊とする。
	*ミニブック配付対象機関の関係者等にシリーズで教育講座を実施。各分野について、健康ボラ
	ンティア等に対し「講師認定講習」を実施。それを受講し終えた「認定講師」には希望機関に赴
	いて出前講座をしてもらう。
	※乳がん予防出前講座、働く人のがん検診推進、小冊子作成、ピンクリボンキャンペーン、愛育委
	員全戸訪問などを考えている。
	※要望として、がん検診の体験事業も委託費でみて欲しい(医師・技師の人件費、検診車借料等)。

_	
0	●30歳代までを主な対象とし、子宮がん、乳がん予防を中とした取組を実施予定。概要としては、
	健康福祉センター、大学等と連携した普及啓発活動や健康手帳の作成、配布を予定している。
	※事業の企画・評価のための委員会は、既存のもので可能か?
	※健康教育パッケージとは具体的に何を指すのか?
	※日本産婦人科医会等が作成している手帳に、県内情報を加える形を考えているが、どのような手
	続が必要か?
В	●実施希望はあるが内容は未定。
P	がん検診受診率向上について既存の事業は特にない。
	●実施希望はあるが内容は未定。
	がん検診受診率向上について、子育て世代の女性については、検診受診の効果的な動機付けの
Q	方法などにつき調査し、その結果を市町村に提供することを想定。また、大学、短大、専門学校等
	の女子学生に対し、がん検診に関する意識調査、健康教室、HPV 検査と相談を組み合わせた事
	業により子宮頸がんに関する意識喚起を促す事業を検討中。
	●次のような事業の実施を検討中。
	* 思春期の健康教室、及びその指導者育成研修
	* 若い女性の禁煙対策事業
	* 中高年女性を対象に、歯科エックス線写真を利用した骨粗鬆症の早期発見事業
R	* 女性のがん検診の受診率向上のための啓発事業
	※母子保健課が所管する「生涯を通じた女性の健康支援事業」で、女性の健康教育、健康相談等を
	既に実施しており、その一環として子宮がん、乳がん検診についての啓発リーフレットを作成。厚
	労省内での部局間の調整を要望。また、平成 19 年度には、禁煙推進団体とともに 20 代女性を対
	象に喫煙防止対策事業を実施した実績あり。
	●HPV の保有率の調査とともに、HPV と子宮頸がんについての知識の普及啓発を図り、若年層へ
	の子宮頸がん受診を促す。(調査対象は 1000 人以上。自己採取・郵送による方法を想定。普及
	啓発は、女子大学等への出前講座を含め、健康教育を実施。HPV 陽性者は、医療機関の受診を
S	指導し、フォローアップする。
	●また、若年女性を対象に、HPV 以外の性感染症の予防の重要性を啓発し、産婦人科の受診・検
	査を定着させる取組を行う。
	●女性の健康づくり環境整備検討会の設置、女性の健康づくり支援セミナー(講演会と健康相談)、
	女性の健康づくり支援セミナー(講演会と健康相談)、マンモグラフィ撮影技師研修会の開催、性
	差医療推進研修会の開催、普及啓発リーフレット等作成などを考えている。中学生からの健康教
_	育の取組も必要であり、文部科学省との連携も必要ではないか。
Т	「女性の健康手帳」と各種健康手帳の意味合いの違いについて教えてほしい。
	がん検診受診率向上のための、専門職の技術向上研修費用も対象となるか。
	事業の評価方法は、各受託者の裁量に任されるのか。
	事業計画は2年と考えて良いか。
а	●女性のがん検診受診啓発事業として、女性への子宮がん検診受診勧奨(対象者に受診勧奨のダ
	イレクトメールの郵送)、乳がん検診受診啓発(ピンクリボンフェスティバル街頭キャンペーン)、若
	い女性を対象としたがん予防啓発(がん予防啓発リーフレットを作成し、子育て支援施設や大学
	等で配布)を実施することを予定している。
<u> </u>	l .

※これまでの取組として、次のような事業を実施。 \*「女性の医療相談事業」:女性医師による電話相談 \*「乳がん検診啓発事業(ピンクリボンフェスティバル・街頭キャンペーン)」:ポケットティッシュ、ピ ンクリボンバッジ)を配布 \*「お母さんセミナー」: 育児中の女性を対象に、心身両面の健康状態に応じた自己管理を行える ことを目標としたセミナーの開催 \*「女性の健康講座」:運動をする機会の提供等 \*「思春期教室」: 思春期の男女及びその保護者が、健康的な性意識と性行動を身につけられる 研修会の開催、学校との共催事業や保健関係者のネットワーク作り等 \*「女性のための健康セミナー」:女性医師や助産師による更年期を主たるテーマとしたセミナー の開催 b ●女性の健康支援事業を実施予定ではあるが、現在詳細内容を検討中。 ●婦人科系がん対策に係る啓発をテーマに、がんにかかる情報提供・受診率向上の啓発事業を想 定。具体的には、次のような事業を想定している。 \*モデル地区における啓発、受診勧奨(町内会婦人部と打ち合わせ、学習会やミニイベントの開 \* 受診率アップに係る関係機関(医師会、がん検診センター、大学)との打ち合わせ及び意見交 換会 \*乳がん、子宮がん検診に係る他地域事例調査 \*情報提供の手法に関する検討 \*禁煙指導・受動喫煙防止支援(妊婦を中心に、受動喫煙防止に係る情報提供等) \*講演会の開催(がん経験者等による講演会) 既存の取組としては、ホームページによる女性の健康づくりに関する情報提供や健康祭りにおい てエクササイズプログラム等の提供である。 ●親子性教育、離乳食・幼児食教室、出産前夫婦への指導、学校・地域保健との連携、高校・大学 との連携を行っている。 d ●女性が集まる場所に出向き、医師等による相談事業を考えている。 ●検討会を設置し、若年世代に対するアプローチを実施したい。 e ●子宮頸部がん、乳がん対策の実施の予定。 ※これまでの取組としては次のような事業を実施。 「女性の基本35」:35歳の女性に対し指定医療機関における生活習慣病予防及び骨粗鬆症予 防を目的とした検査の受診券を送付。必須の検査は、問診、血圧測定、診察、身体計測、尿検 査、血圧検査、骨量測定検査としている。 ※平成21年度の実施予定の事業内容 f \*若年女性(子育て世代の女性等)に向けた啓発・健康教育の実施 \*プレ特定健診として「女性の基本35」の検査内容を改定して実施 (35歳時と特定健診の検査結果を比較し、評価を行うことも予定している。) \*関係部署との連携が不可欠であるが、現在未調整である。 ※事業の企画・評価のための委員会の設置において、利用者(住民)の代表者は、どのように選出 するのか?

	※個々人が健康データを理解したかどうかの評価をどのようにするのか?
	※地方財政措置(国庫負担)との重複部分とは何か、また、厳密な精査が必要であるか?
	※思春期から30歳代女性の働きかけや健康情報を適切に把握・管理してもらうこと、また、評価す
	ることの難しさを感じる。
	●乳がん支援体験者の会と共同し、学校のPTA等への乳がんに関する出前講座や体験談のミニ講
	話の実施、普及啓発用DVD作成する。健康意識や健診受診に関する調査の実施し、事業検討
	委員会を開催する。また、女性の健康手帳を作成し、女性の一般健康診査受診者、乳がん・子宮
g	がん検診受診者、講演参加者等に配布する予定。
	※既存の事業は、20~39歳の女性の一般健康診査の実施、乳がんに関する講演会の開催、健康
	点での普及啓発、女性の健康週間における街頭キャンペーンによるチラシの配布。
	※交付税措置や補助対象となっていない市独自の検診や保健指導の委託費は補助対象となるの
	か教えてほしい?
I	●子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率向上のために、20歳女性にパンフレット送付、40,50,
	55, 60, 65 歳全員に受診啓発パンフレット送付、講習会の開催を予定
	※個々の意識を高めるための効果的な事業実施方法が見つからず、苦慮している

※A~T:都道府県、a~g:保健所を設置する市、I:特別区

# 2. 委託事業の受託に、困難もしくは、慎重に検討したいとの回答を寄せた自治体

自治体名	事業への意見、実施したい事項等
ア	企画運営委員会は必置か?
	支援従事者に対する研修会の経費は含まれるのか?
	保健所で実施する場合は再委託になるのか?
	●平成 21 年度の事業は計画済みのため、本事業を受けることはできない。
	※がん検診の担当課で実施している事業は、次の内容である。
1	* ピンクリボン運動等、乳がん検診の受診促進イベントの実施
1	* 乳がん、子宮がん検診に関するリーフレットの発行
	* 乳がん検診を実施する体制の整備(マンモグラフィ機器の整備費補助)
	* 健診従事者向け研修の実施
ウ	●実施予定は未定
	※既存の事業は、「思春期健康相談室」(NPO法人に委託)、ピアカウンセラーの育成等を実施。
	<ul><li>●補助事業を想定していたため、委託事業となったことにより受託希望の有無は未定。</li></ul>
I	※委託事業となったことで事務負担の増加が想定される。
	※委員会を設け、国と意見の調整をするのは負担感があるため、委員会は任意設置とすることを希
	望。
	※平成 20 年度に実施している女性の健康づくりに関する事業は次の通りである。
	* 乳がん普及啓発(国庫補助「女性のがん検診普及啓発推進事業」を活用)
	* 喫煙による女性特有のリスクについての啓発(国庫補助「たばこ対策促進事業」を活用)
オ	●女性の健康支援対策事業の実施予定の取組はない
	※県単独事業として「女性の命を守る乳がん・子宮がん対策」を実施し、平成 21 年度は働き盛りの
	がん対策事業として実施予定。年度の早い時期に執行して欲しい。

	T
	※初年度は、担当する部署が 1 か所で、今までの取組の延長線上で実施できる事業が実施しやす
	L\o
	※委託事業を実施する人件費も対象としてほしい。 
	※関係機関と調整し計画通りに実施するために、年度の早い時期に開始できるようにしてほしい。
	●母子保健医療対策総合支援事業の一環として「生涯を通じた女性の健康支援事業」における取
カ	組を実施しており、内容が重複する取組を整理・調整することが必要であるため、既存の事業を
	引き続き実施することを考えている。
	※母子保健対策事業との調整が必要ではないか。
	●平成 21 年度は乳がんに関する普及啓発(講演会等)及び乳がん検診(マンモグラフィ・視触診)を
+	実施予定。子宮がん、乳がん及び卵巣がん等に関する事業については、実施可能であるが、国
	庫補助事業(1/2)として予算要求をしている。
ク	●若年期からの事業展開が良いのでは(高校、大学生対象)
	●受託に関する意見はない。
	※「女性のヘルスチェック」:18~39歳女性を対象にした検診を実施し、検診結果より医師の指示
あ	が合った場合には、事後指導を保健センターにて実施している。
	※平成 19 年度事業費136, 835千円
	●事業実施予定はない。
	※既存事業は次の通りである
	*39歳までの健診(各保健福祉センターにて実施):健康課題に対応した健診と保健指導の実
	施
	* 女性医師による女性の健康相談(各保健福祉センターにて実施)
	* 20歳以上偶数歳での子宮がん検診、40歳以上偶数歳での乳がん検診実施
い	* 学校における出前教育
	※受託しやすい事業内容として、事業所主検診を受ける機会のない女性に対する安価な検診の提
	供、思春期世代への出前教育、ポスターやチラシ等による普及啓発、企業と連携したイベントのタ
	イアップ(映画 +イベント)等。
	   ※生きがい対策やうつ対策を想定し、ボランティア活動支援もみて欲しい。
	※個人が自分のデータを理解するような働きかけという条件は厳しい。
	※思春期ピアカウンセリングも想定して欲しい。
	●事業実施予定はない。
う	※既存事業「女性のための健康診査事業」:家庭の主婦や自営業の女性を対象に健康診査を実
	施。
	***-
	※40歳以上の偶数年齢女性において、医療機関及び検診バスによる乳がん検診を1回の定員20
お	名で実施する。また、受診勧奨については、健康教育やラジオ、自治会回覧等の機会を利用し普
	及する。また、検診受診者のコメントをホームページに掲載し、口コミ啓発も考えている。民間が実
	施するピンクリボン運動に対し、市が協力していく。
か	●事業実施予定はない。
 き	●既存の事業及び事業実施予定はない。
	※求められている事業がイメージできない。
	ハグペンショック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	※委員会の設置、学校・企業との連携が取れていないので働きかけは難しい。
<	30歳代の女性の健康診査に補助的に使える施策があるといい
	自由に選択できるテーマと別に、国全体で取組を展開したらよいのではないか
	※妊娠・出産に関する安全視絵と快適性の確保、思春期の保健対策の強化と健康教育の促進のた
	めの啓発事業や20歳以上の女性に子宮がん検診、40歳以上の女性に乳がん検診、40~70
	歳までの女性5歳刻みで骨粗鬆症検診の実施等検診体制の整備など検診内容の充実、チラシ配
	布の事業を展開している。
け	※企画・評価委員会:意見調整を効率よく行うためメンバー構成は内部委員のみでよいか、人数や
	開催の頻度についてどの程度か、事業毎にメンバー等をかえなければならないのか。
	※事業評価:1年間という短期間では事業評価を行っても期待した評価はできない想定している
	※必須としている企画・評価委員会設置と事業評価について、緩和してもらえれば受託しやすくなる
	と思う。評価は困難
	※医療関係者においては、企画・評価委員会の業務は負担である。
	※他の委員会等において、検討を行う等兼務できる仕組みであると受託しやすいのではないか。
	※専門職種が不足しているうえ、平成21年度の予算が確定しているため、一般財源を伴うならば
	実施は困難。
ت	※平成18年度から実施している事業は次の通りである。
	*「女性の健康づくり事業」において、女性の健康講座(40~64歳対象、60歳以上対象、20~
	39歳対象とした各講座)を開催。
	*「パパママ測定日」においては、月1回乳幼児測定日に20~30歳代の母親を対象に、母親の
	骨密度測定や乳がんモデル触診、骨粗鬆症に関する情報提供を実施。
1	特になし
2	※補助金のほうが自治体で柔軟に事業展開でき、使いやすいのではないか。
3	※「〇〇区女性の健康週間(10月第2週)」:乳がん、子宮がん、更年期に関する講演会、更年期健
	康相談、パネル展示、チラシ配布等(保健所)「女性の健康週間(3月 1~8日)」:パネル展示、チ
	ラシ配布等の普及啓発キャンペーン(保健所)
	1

※ア~ク: 都道府県、あ~こ: 保健所を設置する市、1~3: 特別区